

盛岡市告示第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月25日

盛岡市長 内 舘



- 1 都市計画の種類 市街地再開発事業
- 2 都市計画を変更する土地の区域 中ノ橋通一丁目の一部（別紙図面のとおりに。）
- 3 都市計画の図書の縦覧場所 盛岡市都市整備部市街地整備課

備考1 「別紙図面」は、省略し、都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。

備考2 「縦覧場所」について、令和8年4月1日以降は「盛岡市都市整備部都市再生課」